

議案第82号

上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和4年12月5日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者の権限を行う市長及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。第5条第2項において「令」という。）において使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条第1項及び第84条の規定の適用については、同項中「30日」とあるのは「14日」と、同条中「60日」とあるのは「44日」と、「前条」とあるのは「上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年上尾市条例第 号）第4条の規定により読み替えて適用する前条」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

（訂正請求の手続）

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止請求の手続）

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（審議会への諮問）

第8条 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成12年上尾市条例第10号）第1条の規定に基づき設置する上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又はこの条例を廃止しようとするとき。
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとするとき。
- (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき。
- (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であって、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるとき。

（実施状況の公表）

第9条 市長は、毎年1回、法及びこの条例による個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(上尾市個人情報保護条例の廃止)

第2条 上尾市個人情報保護条例（平成11年上尾市条例第31号）は、廃止する。

(上尾市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の上尾市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第12条の2の規定によるその業務について知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際、現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行の際、現に旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事している者又はこの条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者
 - (3) この条例の施行の際、現に指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う公の施設の管理の業務（以下この号において「指定管理業務」という。）に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日前に旧条例第13条（第23条第3項において準用する場合を含む。）又は第23条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示（これに係る手数料を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものと含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) この条例の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号及び第3号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（上尾市情報公開条例の一部改正）

第4条 上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「起算して15日」を「14日」に改める。

第13条中「起算して45日」を「44日」に改める。

（上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第5条 上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年上尾市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「上尾市個人情報保護条例（平成11年上尾市条例第31号）

第31条第1項の規定に基づく」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。第6条第1項及び第5項において「法」という。）

第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者の権限を行う市長及び消防長をいう。

第6条第1項を次のように改める。

審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、上尾市情報公開条例第11条各項の決定（以下「公開決定等」という。）（議会に係るものと除く。）に係る行政文書又は法第82条各項の決定、法第93条各項の決定若しくは法第101条各項の決定に係る保有個人情報の提示を求めることができる。

第6条第4項中「第1項」の次に「、第2項」を加え、「実施機関」を「実施機関等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「実施機関」を「実施機関等」に、「開示決定等若しくは訂正決定等」を「法第82条各項の決定、法第93条各項の決定若しくは法第101条各項の決定」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「実施機関」の次に「及び議会（次項及び第6項において「実施機関等」という。）」を加え、「前項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、公開決定等（議会に係るものに限る。）に係る行政文書の提示を求めることができる。

3 前2項の場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開及び保有個人情報の開示を求めることができない。

第9条中「第6条第1項」の次に「又は第2項」を加え、「同条第4項」を「同条第6項」に改める。

第10条第1項中「第6条第3項若しくは第4項」を「第6条第5項若しくは第6項」に改める。

（上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正）

第6条 上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成12年上尾市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「上尾市個人情報保護条例（平成11年上尾市条例第31号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第2条第1項中「実施機関（」を削り、「上尾市個人情報保護条例第2条第1号」を「上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年上尾市条例第 号）第2条第1項」に改め、「をいう。以下同じ。」）を削り、同項第1号中「及び上尾市個人情報保護条例」を「第27条第2項」

に改め、「により」の次に「同条例第2条第1号に規定する」を加え、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例第8条の規定により同条例第2条第1項に規定する実施機関が審議会に諮問することができるとされた事項

第2条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第7条中「関係実施機関の」を削る。

(上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第7条 上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年上尾市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「上尾市個人情報保護条例（平成11年上尾市条例第31号）第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。